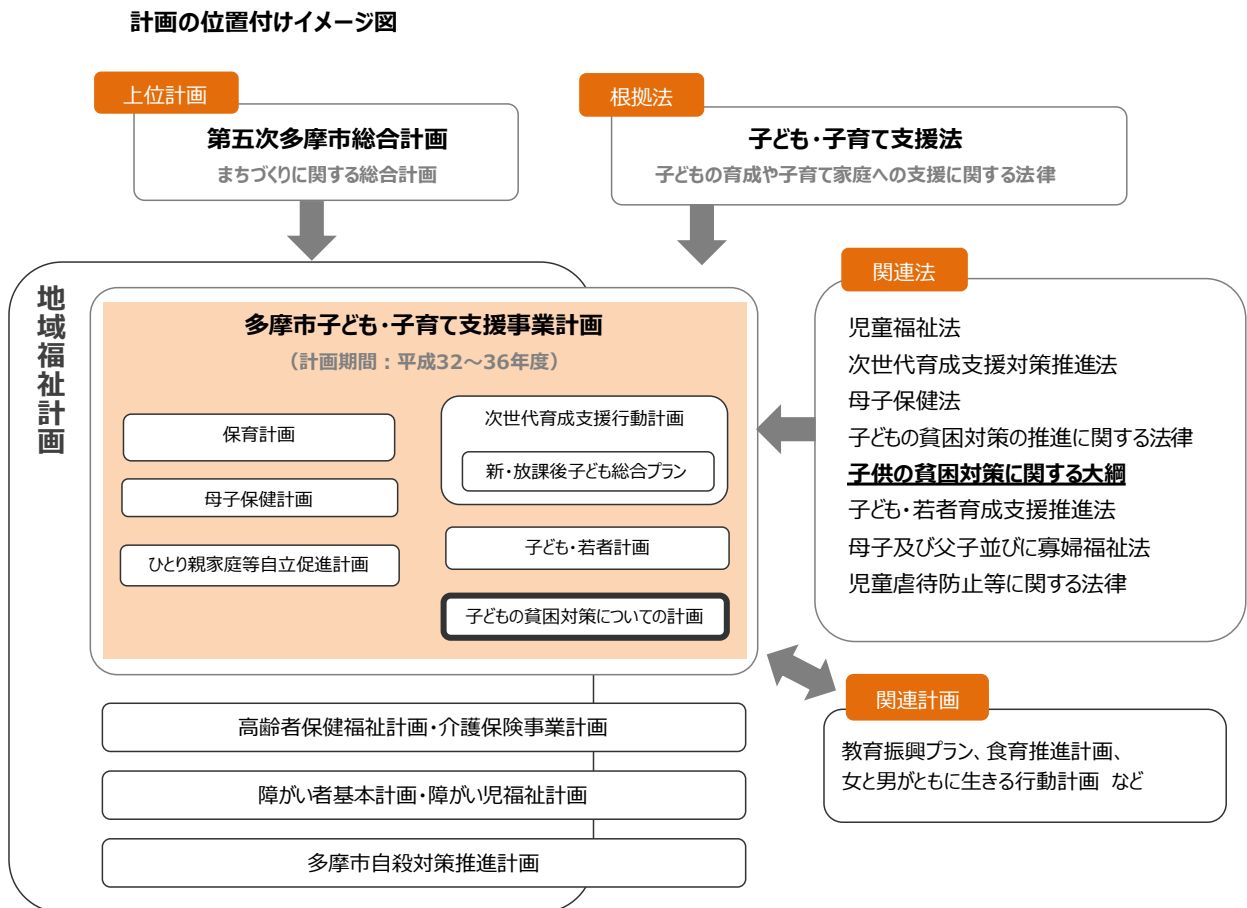


次期多摩市子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)の策定について

1 次期事業計画の位置付け

次期事業計画は、『保育計画』、『母子保健計画』、『ひとり親家庭等自立促進計画』、『次世代育成支援行動計画』、『放課後子ども総合プラン』に加え、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策を包含する『子ども・若者計画』を兼ね備えたものとして策定している。
 ここに、『子どもの貧困対策についての計画』も兼ね備えることも追加する。



2 追加の背景について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年6月19日に公布され、3ヶ月以内に施行されることとなっている。

改正においては、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が新たに規定された。

このことについて国の通知では、次世代育成支援行動計画や子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複するほかの法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないこととされている。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。